

○ 令和8年度八街市保育料・副食費（給食費） 《参考》

(月額：円)

階層区分		保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
		3号認定 (3歳未満児)	3号認定 (3歳未満児)
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	(0) 0	(0) 0
C1	市町村民税所得割課税額世帯 48,600円	(6,300)	(6,150)
		13,600	13,300
C2-1	市町村民税所得割課税額世帯 48,600円 以上 57,700円 未満	(9,000)	(9,000)
		24,000	23,500
C2-2	市町村民税所得割課税額世帯 57,700円 以上 77,101円 未満	(9,000)	(9,000)
		24,000	23,500
C2-3	市町村民税所得割課税額世帯 77,101円 以上 97,000円 未満	24,000	23,500
C3	市町村民税所得割課税額世帯 97,000円 以上 169,000円 未満	37,800	37,100
C4	市町村民税所得割課税額世帯 169,000円 以上 301,000円 未満	51,800	50,900
C5	市町村民税所得割課税額世帯 301,000円 以上	68,000	66,800

※A及びB階層は無償となります。

※C1・C2-1・C2-2階層の要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯））の第1子の保育料は、（ ）内の保育料となります。

また、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子以降が無償となります。

※C1・C2-1階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子を上記利用保育料額の半額、第3子以降については無償となります。

※C2-2・C2-3・C3・C4・C5階層に属する世帯で同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設通所部、小規模保育事業所、事業所内保育所、家庭的保育事業所、居宅訪問型事業所に入所または児童デイサービスを利用している場合、最年長のお子さまから順に第2子は上記利用者負担額の半額、第3子以降については無償となります。

※市町村民税均等割のみ課税の世帯は、C1階層となります。

※4月から8月分までの保育料は、令和7年度の市町村民税額による階層区分となります。9月分から翌年3月分までの保育料は、令和8年度の市町村民税額による区分となります。ただし、税額控除については、調整控除のみを除き、その他は反映しない取扱いになります。

※お子さまが年度の途中で誕生日を迎えた場合でも当該年度の利用者負担額は変わりません。

※原則、父母が保育料算定の扶養義務者となります。なお、父母やお子さまを祖父母が扶養している場合は、その祖父母などが扶養義務者になることがあります。

○2号・給食費（副食費・おやつ代） ※金額については変更となる場合があります

市立保育園	5,000円(副食費) ※主食は持参になります	生活クラブ風の村保育園八街	1,100円(主食費) 5,300円(副食費)
八街かいたく保育園	900円(主食費) 5,100円(副食費)	けやき保育園	1,000円(主食費) 5,000円(副食費)
明德やちまたこども園	1,000円(主食費) 5,000円(副食費)	八街泉こども園	800円(主食費) 5,200円(副食費)

○延長（時間外）保育料表

1日の延長時間	30分	1時間	1時間 30分	2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間	4時間 30分	5時間
延長保育料 (月額)	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円

○延長保育料は、3歳児クラスから5歳児クラスの無償化の対象外です。

※延長保育料は、30分単位で600円となります。

※同一世帯から2人以上の就学前児童が市内の保育所等に入所している場合の延長保育料は、年齢の最も高い順に全額、半額、無料となります。

※保育料表のA及びB階層の要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の延長保育料は無料となります。

※保育料表のC1、C2-1及びC2-2階層の要保護世帯等は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子以降が無料となります。

※保育料表のB階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子以降が無料となります。

※保育料表のC1・C2-1階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子を上記利用保育料額の半額、第3子以降については無料となります。

※けやき保育園の延長保育料は上記と異なります。詳しくは園にお問い合わせください。

《 保育料等の納付 》

納付先は、施設によって異なります。

●保育園：八街市へ納付

●認定こども園・小規模保育事業所：施設に納付（納付方法などは、施設にお問い合わせください。）

●給食費：市立保育園は八街市へ納付

私立保育園・認定こども園は施設に納付（納付方法などは各施設にお問い合わせください。）

【保育園を利用される方の納付について】

○保育料は、毎月末日までに口座へ入金をお願いします。（4月を除く）

○保育料は、口座振替で納付いただいております。

○保育園の利用が決定した際には、口座振替の申込書を配布いたしますので、登園初日までに、金融機関へ提出をお願いします。

《 保育料の変更 》

引越しや結婚・離婚、同居や別居、就労状況などの家庭状況の変更により保育料が変わる場合がありますので、家庭状況に変更が生じた際は、2週間以内に必ず『給付認定申請書兼申請内容変更届』を保育園等に提出してください。

世帯員の増減により、保育料の算定対象者に変更が生じた場合は、子育て支援課より必要書類の提出をお願いすることがあります。

なお、遅れて確定申告等を行った又は更正や修正を行った場合は、市民税額が確定した翌月から保育料が変更となります。さかのぼっての変更はいたしません。『給付認定申請書兼申請内容変更届』は不要です。

保育料の変更は、原則、変更事由のあった日の翌月から行います。